平成２４年（フ）第３８０号
福井市春日２丁目10番６号
破産者　上岸　欣也
１　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
２　一般調査期日　平成25年５月28日午前11時45分
平成25年３月19日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
福井県吉田郡永平寺町山王第21号23番地１
破産者　鶴田貴三子
１　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
２　一般調査期日　平成25年６月25日午前10時30分
平成25年３月19日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10―202号
財形新富ハイツ202号
破産者　永田　初代
１　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
２　一般調査期日　平成25年５月30日午後３時
平成25年３月21日　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０６５号
広島市中区南竹屋町４番５―303号
破産者　藤井　英司
１　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
２　一般調査期日　平成25年５月20日午前11時40分
平成25年３月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４９４号
大阪市淀川区東三国３丁目９番21―1101号
破産者　藤野　聖実
１　破産債権の届出期間　平成25年４月24日まで
２　一般調査期日　平成25年５月30日午後３時
平成25年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９号
埼玉県行田市藤原町１丁目30番地31
破産者　細井　秀雄
１　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
２　一般調査期日　平成25年５月28日午後３時30分
平成25年３月21日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２１２０号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社レイコフ投資顧問
１　期日　平成25年５月28日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１７号
石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部66番３地
破産者　辻口　武雄
異議申述期間　平成25年５月７日まで
平成25年３月21日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第３５号
熊本県山鹿市南島字高道1262番地３
破産者　有限会社Ｙ’ｓ　ａｕｔｏ
異議申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月21日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０４７号
東京都港区西新橋１丁目７番13号虎ノ門イーストビルディング１階
清算株式会社　大多喜ゴルフ株式会社
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１０２号
鹿児島市山下町17番４号
清算株式会社　ファイナル建設株式会社
代表清算人　桃木野　聡
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　次の本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後速やかに、資産の換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残金全額を、協定債権者インフラテック株式会社及び同インフラテックサービス株式会社に対し、各協定債権元本額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。
２　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

更生手続における包括的禁止命令

平成２５年（ミ）第１号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号
開始前会社　株式会社聴涛館
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
⑴　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
⑵　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
⑶　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成25年３月18日
静岡地方裁判所浜松支部民事部

更生手続における監督命令

平成２５年（ミ）第１号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号
開始前会社　株式会社聴涛館
主文
１　開始前会社につき、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
静岡県浜松市中区鴨江２丁目32番３号　熊田俊博法律事務所　弁護士　熊田　俊博
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成25年３月18日
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

平成２５年（再）第１号
岡山市北区問屋町19番地103
再生債務者　いろは堂株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区中山下１－９－１　山陽アルファ中山下ビル６階　おもてまち法律事務所　弁護士　加瀬野忠吉
平成25年３月18日
岡山地方裁判所第３民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第４号
埼玉県川越市脇田本町10番地18　プラネ川越204号室
再生債務者　佐藤　桂子
主文　平成24年６月27日にした監督命令を取り消す。
平成25年３月18日
さいたま地方裁判所第３民事部